

### Ⅲ. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州における警備業の現状

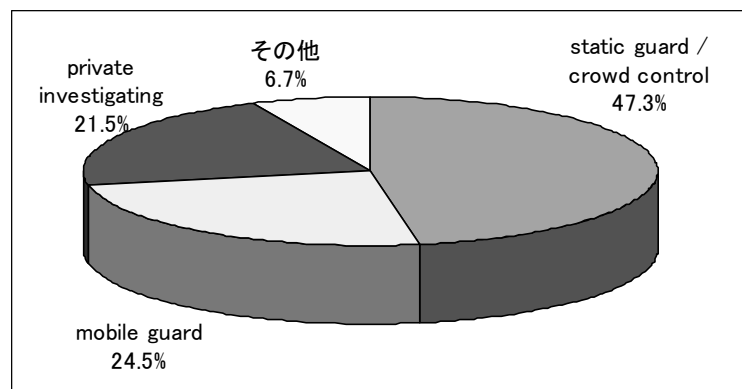
#### 1. 警備業の現状

##### ア 警備業者数

オーストラリア統計局 (the Australian Bureau of Statistics) によると、1999年6月時点でオーストラリア全国には1,714の警備業者が存在している(2000年6月発表)。内訳としては、Static Guard(特定場所の警備)・Crowd Control(群衆整理)を事業の中心としている事業者は811社(全体の47.3%)と半数近い規模であり、Mobile Guard(可動的な警備)を中心に行っている事業者は420社(同24.5%)、Private Investigate等の調査関連業務を中心に行っている事業者は368社(同21.5%)と続いている。

オーストラリアにおいても事業者の規模の大小が極端であり、個人で経営する警備業者もあれば、オーストラリア全国で2万人近い警備員を雇用する事業者もある。

図表1 オーストラリアにおける警備業者の業務別の構成比(1999年度)



資料 : Australian Bureau of Statistics 2000年6月発表資料

(注意) 上記の業務名は統計局の定義によるもの。後述のニューサウスウェールズ州の警備業務の定義と必ずしも一致しない。

##### イ 警備員数

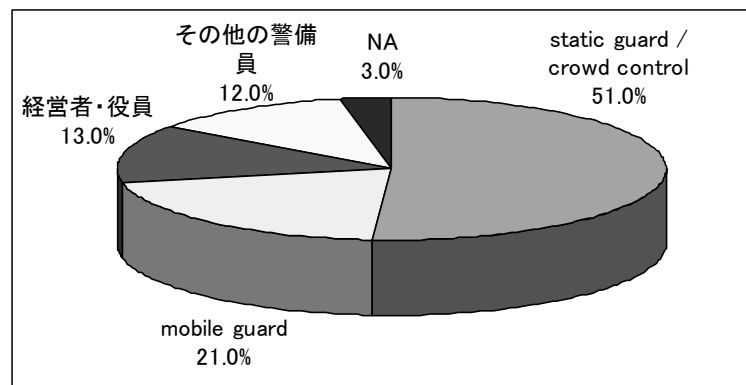
警備員規模を示した公的資料として前述のオーストラリア統計局 (the Australian Bureau of Statistics) の発表資料がある(2000年6月発表)。同資料によると、1999年6月時点でのオーストラリア全国の警備員数は31,752人であり、そのうち81%が男性である。また、警備業務別では、過半数を超える51%がStatic Guard/Crowd Controlの警備員であり、21%のMobile Guardの警備員が続き、13%が警備業経営者・役員、12%がその他の警備員(金品輸送等)であるとしている。

一方、全国規模の業界団体である ASIAL によると、オーストラリア全国の警備員数はおよそ 125,000 人（2002 年、ライセンスを持たない警備員も含む）である。また、各州のライセンス交付数の総計（2002 年）は 72,000 件に達すると見られている。

統計局の数値は 1999 年度であり、ライセンス交付数は 2002 年度であるように年度が異なるので単純比較はできないが、両者の統計では 9 万人の差が生じている。南オーストラリア大学の Rick Sarre 助教授等は統計局の数値は過小評価であると指摘しているが、同時に業界団体の値の妥当性も証明できず、オーストラリアの警備員規模を正確に把握することは難しいと指摘している。

なお、ASIAL によると、ASIAL が把握している警備員数 125,000 人のうち、ニューサウスウェールズ州の警備員数は約 50,000 人である。

図表2 オーストラリアにおける警備員の業務別の構成比（1999年度）



資料：Australian Bureau of Statistics 2000年6月発表資料

(注) 上記の業務名は後述するニューサウスウェールズ州の警備業務の定義と必ずしも一致しない。

## ウ 警備業務の種類

オーストラリアにおける警備業務の種類として、crowd control (群衆整理)等の警備、ボディガード等の身体・資産の保護、監視等の警備機械の設置、警備に関するコンサルティング、警備員の教育・訓練などが含まれることが多い。警備業者はこれらの業務を行う事業者のことを指す。

ニューサウスウェールズ州の警備業法 (Security Industry Act 1997) の定義では、下記の活動を営利的にもしくは人を雇用して行うことを警備業務としている。なお、ニューサウスウェールズ州の警備業務の定義は前述したオーストラリア統計局の統計に挙げられている警備業務 (Static Guard 等) の定義は異なるものであり、必ず

しも一致するわけではない。

**警備業務の定義（警備業法第4条）**

- (a) ボディーガード、群衆整理員(crowd controller)もしくは用心棒(bouncer)をすること
- (b) パトロール、いかなる財産の保護・監視・防御を行うこと（現金輸送を含める）
- (c) 警備機械の設置、整備、修理、サービス提供すること
- (d) 警備機械または警備方法または警備そのものに関連する助言を行うこと
- (e) 警備業法規則(Security Industry Regulation 1998)に規定されている、警備または人物の保護または財産の保護につながる活動もしくはそれに準ずる活動を行うこと
- (f) 上記(a)–(e)に関連する訓練や教育を提供すること
- (g) 人を雇用し、上記(a)–(f)に関連する活動を実施すること

資料：Security Industry Act 1997より仮約

**警備業法 第4条原文**

- (a) acting as a bodyguard, crowd controller or bouncer,
- (b) patrolling, protecting, watching or guarding any property (including cash in transit),
- (c) installing, maintaining, repairing or servicing security equipment,
- (d) providing advice in relation to security equipment or security methods or principles,
- (e) an activity, or class of activities, that is connected with security or the protection of persons or property and that is prescribed by the regulations for the purposes of this section,
- (f) providing training or instruction in relation to any activity referred to in paragraphs (a)–(e),
- (g) employing or providing persons to carry on any activity referred to in paragraphs (a)–(f).

資料：Security Industry Act 1997

**<参考>オーストラリア統計局の統計に挙げられている主な警備業務の定義**

オーストラリア統計局の統計に 挙げられている警備業務	定義
Static Guard / Crowd Control	夜警、小売業における警備、ナイトクラブの警備、ビル入口における警備などの業務。
Mobile Guard	複数の場所・敷地を巡回し、それらの場所・敷地にある施設や資産の安全性を保つ業務。機械警備サービス（Alarm Response Service）も含む。
Security Monitoring Service	警報機、監視機器、閉回路テレビ等を設置し、その建物内の管理室で電子的に財産を監視する業務。

## エ 警備業の市場規模

オーストラリア全国での警備業の市場規模は、前述のオーストラリア統計局の発表によると、13.59 億豪州ドル（1999 年度）であると推計されている。その内訳は、Static Guard/Crowd Control が全体の 39%にあたる 5.3 億豪州ドル、Mobile Guard が全体の 24%にあたる 3.2 億豪州ドル、金品輸送等の上記以外の警備業が全体の 23%にあたる 3.1 億豪州ドルとなっている。

2002 年度のオーストラリアにおける警備業の市場規模を示した公的資料は存在しないが、南オーストラリア大学の Rick Sarre 助教授は 33.9 億豪州ドルに達していると推定している。

図表3 オーストラリアの警備業の市場規模（1999年度）

業務の種類	市場規模	構成比
static guard / crowd control	5.32 億豪州ドル	39.1%
mobile guard	3.21 億豪州ドル	23.6%
上記以外の警備業	3.12 億豪州ドル	23.0%
その他	1.94 億豪州ドル	14.3%
合計	13.59 億豪州ドル	

資料：Australian Bureau of Statistics 2000年6月発表資料

## オ 警備業の業界団体

全国レベルの大きな警備業の業界団体として、National Security Association of Australia (NSAA)、Australian Security Industry Association Limited (ASIAL)、National Australian Security Provider Association (NASPA)の3つが挙げられる。また、各州に少なくとも一つの業界団体があり、NSAA は各州の業界団体がメンバーとして集まった組織である。

業界団体の活動内容にあまり違いはないが、例えば、NASPA は警備業者に業界団体の加盟を義務付ける規制に反対するなど、活動のスタンス等に若干の違いがある。

全国レベルの業界団体 ASIAL の会員企業は 2001 年に 3000 社を越えた。会員に大企業が多いため、ASIAL 会員企業の総従業員数は 110,000 人に達している。

ASIALの主な活動内容は以下の通りである。

- 警備サービスの標準化及びサービス標準の奨励
- 警備及び警備業に関する広報
- 警備に関連した質の高いトレーニングプログラムの開発
- 警備業界の利益を代表し、行政・立法機関への働きかけること
- 会員企業と政府機関との関係の促進
- 業界誌「Security Insider」、「Crime Watch」の発行 等

## 2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

### (1) 警備業関連法令

オーストラリア連邦政府の権限は、国防、外交、通商、為替等に関する権限に限られ、その他の権限は州政府にある。したがって、警備業に関する規制及び警備業の監督機関は州ごとに異なる。(図表 4)

図表4 オーストラリア各州における警備業の監督機関と関連法

州	監督機関	関連法
ニューサウスウェールズ州 (NSW)	州警察	Security Industry Act 1997
ビクトリア州 (Vic.)	州警察	Private Agents Act 1990
クイーンズランド州 (Qld)	Department of Fair Trade	Security Providers Act 1993
西オーストラリア州 (WA)	州警察	Security and Related Activities Act 1996
南オーストラリア州 (SA)	Office of Consumer and Business Affairs	Security and Investigation Agents Act 1995
タスマニア州 (Tas.)	州警察	Commercial and Inquiry Agents Act 1974
北部準州 (NT)	Department of Industries and Business	Private Security Act 1995
首都特別地域 (ACT)	Department of Fair Trade	Fair Trading Act 1992

出典：Tim Prenzler and Rick Sarre “Regulating Private Security in Australia”  
Australian Institute of criminology, Canberra, Nov.1998

中でもオーストラリア最大の都市シドニーを抱えるニューサウスウェールズ州は、前述の警備業法の定義の通り、警備業務の定義が幅広く、規制が厳しい州の一つとして挙げられる(図表 6)。ニューサウスウェールズ州では、警備員の能力が低いことや警備業界が体系的でない等と警備業界の問題が顕著となり、1997年に新しい警備業法 (Security Industry Act 1997) を制定した。その他の警備業関連法令は図表 5 の通りである。

図表5 ニューサウスウェールズ州の警備業関連法令

警備業務に関連する法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Security Industry Act 1997</li> <li>• Security Industry Amendment Act 2002</li> <li>• Security Industry Regulation 1998</li> </ul>
銃器所持に関連する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Firearms Act 1996</li> <li>• Firearms Regulation 1997</li> </ul>

図表6 オーストラリア各州におけるライセンスが必要な主なカテゴリー

	NSW	Vic.	Qld	WA	SA	Tas.	NT	ACT
<b>法人向けライセンス</b>								
警備業者	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>個人向けライセンス</b>								
警備員	○	○	○	○	○	○	○	○
企業内警備員	○	×	×	×	○	×	×	×
ボディガード	○	×	×	×	○	×	×	○
探偵	○	○	○	○	○	○	×	○
警備業務のコンサル ティング	○	×	×	○	△	×	×	○
警備業の訓練・教育	○	×	×	×	×	×	×	×

表の見方：○＝ライセンスが必要、△＝一部必要、×＝不要

出典：Tim Prenzler and Rick Sarre “Regulating Private Security in Australia”  
Australian Institute of criminology, Canberra, Nov.1998

#### ア 警備業のライセンスの状況（ニューサウスウェールズ州）

ニューサウスウェールズ州では州警察内の組織である警備業登録署（Security Industry Registry：SIR）が警備業のライセンス等の監督を行っている。

警備業を営むためにはマスターライセンス（Master License）が必要である。また、警備業法（第4条）により、警備員への教育・訓練の提供する企業も警備業者と見なされるため、警備員への教育・訓練提供企業もマスターライセンスが必要である。

警備業法第14条から第16条等により、マスターライセンスを取得するための要件は以下のように規定されている。なお、米国における同時多発テロ及びバリ島でのナイトクラブ爆破テロを受けて、2002年の警備業法改正で市民権の要件が追加された。

図表7 警備業ライセンス取得に必要な要件

項目	条件
年齢	18歳以上
業界団体への加盟	SIRの認可を受けた業界団体*に加盟しなければならない
市民権	オーストラリア国民もしくはオーストラリアに永住する者
犯罪歴	以下の申請者（企業）に対してライセンスは発行しない。 ①10年以内にニューサウスウェールズ州又はオーストラリア国の法権が及ぶ地域において下記の犯罪により有罪判決を受けた者、もしくは ②5年以内にニューサウスウェールズ州又はオーストラリア国の法権が及ぶ地域において有罪判決を受けていないが、下記の罪を犯した者 ・銃器及び銃器法（Firearms Act 1996）により所持を禁止されている武器の違法所持 ・薬物濫用及び密売法（Drug Misuse and Trafficking Act 1985）により禁止されている薬物に関する犯罪 ・懲役刑もしくは200豪州ドル以上の有罪判決を受けた暴力行為を含む犯罪（有罪判決を受けなくとも警察長官が深刻な暴力行為と認めた場合を含む） ・3ヶ月以上の懲役刑を受けた詐欺や窃盗 ・オーストラリア国内もしくは海外での強盗 ・産業関係法（Industrial Relations Act 1996）に抵触する行為
関係者の情報	親密な関係者（Close Associate）に関する詳細な情報をSIRに提出しなければならない。 *親密な関係者とは企業の営利活動における利権を有する人物（株主等）を指す
公的賠償保険	銃器や警備犬を警備に使用する事業者は最低10,000,000豪州ドルを保証する賠償保険に加入しなければならない。
その他	以下の申請者（企業）に対してライセンスは発行しない。 ①10年以内に警察官を解任・免職になった者 ②警察長官にライセンス保有に適さないと判断された者（贈収賄にかかわったことがある者等） ③警察長官に警備業を行う能力がないと判断された者 ④警察長官にライセンス保有が公共の利益に反すると判断された者 ⑤5年以内に倒産もしくは自己破産した者



\*SIR の認可を受けた業界団体とは以下の 10 団体である。

- Australia and New Zealand Locksmiths Association Ltd (ANZLA)
- Australian Building Services Association Ltd (ABSA)
- Australian Hotels Association (AHA)
- Australian Retailers Association NSW (ARA)
- Australian Security Industry Association Ltd. (ASIAL)
- Institute of Security Executives (ISE)
- Locksmiths Guild of Australia Inc. NSW (LGA)
- Master Locksmiths Association of Australasia Ltd. (MLAA)
- National Electrical Contractors Association NSW Chapter (NECA)
- Motor Traders Association of New South Wales (MTA)

停止や取り消されない限り、マスターライセンスの有効期間は 5 年間である。マスターライセンスには雇用する警備員ライセンス保有者の人数によって、ライセンス取得料が異なる。

図表8 ニューサウスウェールズ州におけるマスターライセンス取得料

雇用ライセンス 警備員数	ライセンス取得料	有効期限
本人のみ	300 豪州ドル	5 年
1～10 人	550 豪州ドル	
11～50 人	1,050 豪州ドル	
50 人以上	2,050 豪州ドル	

#### イ 警備業者が行う警備業務に関する規制の有無（ニューサウスウェールズ州）

ニューサウスウェールズ州の警備業法が定める警備業務の定義では、財産・資産及び人身保護に関連する行為のほとんどが「警備業務」に該当する。そのため、カナダのオンタリオ州等とは異なり、ニューサウスウェールズ州では、企業内警備員（“in-house” Security Guard）や個人的に雇う用心棒（bouncer）を行う場合でも、警備業と見なされるため、マスターライセンスが必要である。

また、警備員に対する教育訓練を行う事業者は、マスターライセンスに加え、職業訓練認可委員会（the Vocational Education Training Accreditation Board）への登録と州警察長官の承認が必要である。

## ウ 警備員ライセンスの種類（ニューサウスウェールズ州）

警備員のライセンスには Class 1 と Class 2 の二つのカテゴリーがある。

Class 1 License は人物や財産の保護・警備を行うためのライセンスであり、行う業務別に Class 1A、1B、1C の三つのサブカテゴリーがある。警備業法の定義における(a)及び(b)に該当する活動を行うためには、Class 1 License が必要となる。具体的には、巡回警備、群衆整理、ボディガード等である。

Class2 License は保護・警備活動を補助する活動を行うためのライセンスであり、行う業務別に Class 2A、2B、2C、2D の四つのサブカテゴリーがある。警備業法の定義における(c)、(d)及び(e)に該当する活動を行うためには、Class 2 License が必要となる。具体的には警備のコンサルティング、警備器具の設置、修理、警備員に対する教育訓練の提供等である。

なお、下記のライセンスカテゴリーはニューサウスウェールズ州の警備業法における警備業の定義区分 (a から g まで) 通りに分けたものではない。そのため、例えば、警備業法第 4 条(a)に定義されている業務（ボディガードや群衆整理）は、ライセンスカテゴリーでは Class 1B と 1C に分かれている等、必ずしも警備業法の定義区分とライセンスカテゴリーが一致するわけではない。

図表9 ニューサウスウェールズ州における警備業務のライセンス

ライセンス名	ライセンスの概要
Class 1 License	実際の警備業務に関するライセンス。業務内容によって Class 1A, 1B, 1C と三つのライセンスカテゴリーがある。
Class 1A	巡回警備、特定場所の警備、金品護送等を行うためのライセンス
Class 1B	ボディガードを行うためのライセンス
Class 1C	群衆整理もしくは用心棒を行うためのライセンス
Class 2 License	警備に関するサポート業務のライセンス。業務内容によって 2A, 2B, 2C, 2D の四つのカテゴリーがある。
Class 2A	警備コンサルティングを行うためのライセンス
Class 2B	警備器具の販売及び警備器具のアドバイスもしくは調査を行うためのライセンス
Class 2C	警備器具の設置、修理、サービス提供、保守等を行うためのライセンス（錠前屋、警報装置設置者）
Class 2D	警備業務の教育訓練者（トレーナ・インストラクター）のライセンス。ただし、銃器等の武器に関する訓練を提供することはできない。

## エ 警備員ライセンスの要件（ニューサウスウェールズ州）

警備員がライセンスを受ける条件（年齢、市民権、犯罪歴等）は基本的にマスターライセンスと同じである。ただ、マスターライセンスの要件として関係者（Close Associates）の情報を提示する必要があったが、警備員ライセンスではその必要はない。その代わりに、申請者が警備員に適した性格であるかを確認するために、申請者を個人的によく知る者二人からの紹介状が必要である。（警備業法第 14 条 3）

犯罪歴の確認は、かつては訓練修了し、訓練履修証明書と警備員ライセンス申請書を提出した後に警備業登録署（SIR）が行っていたが、現在は登録訓練機関（RTO）で訓練を始める前に、欠格となる犯罪歴の有無を確認しなければならない。登録訓練機関（RTO）を通じて、犯罪歴確認シートを警備業登録署（SIR）に提出し、犯罪歴の審査を受けなければならない。なお、申請者は警備業登録署（SIR）で審査が終了し、犯罪歴がないことを示す証明書を発行されるまでは訓練を受けられない。

図表10 警備員のライセンス取得に必要となる条件 1/2

項目	条件
年齢*	18 歳以上
市民権*	オーストラリア国民もしくはオーストラリアに永住する者
犯罪歴*	以下の申請者に対してライセンスは発行しない。 ①10 年以内にニューサウスウェールズ州又はオーストラリア国の法権が及ぶ地域において下記の犯罪により有罪判決を受けた者、もしくは ②5年以内にニューサウスウェールズ州又はオーストラリア国の法権が及ぶ地域において、有罪判決を受けていなくとも下記の罪を犯した者 ・銃器及び銃器法（Firearms Act 1996）により所持を禁止されている武器の違法所持 ・薬物濫用及び密売法（Drug Misuse and Trafficking Act 1985）により禁止されている薬物に関する犯罪 ・懲役刑もしくは 200 豪州ドル以上の有罪判決を受けた暴力行為を含む犯罪（有罪判決を受けなくとも警察長官が深刻な暴力行為と認めた場合を含む） ・3 ヶ月以上の懲役刑を受けた詐欺や窃盗 ・オーストラリア国内もしくは海外での強盗
紹介状	申請者を個人的に知る二人より警備員として適した性格であることを証明する紹介状の提出

その他*	<p>その他、以下の申請者に対してライセンスは発行しない。</p> <p>①10年以内に警察官を解任・免職になった者</p> <p>②警察長官にライセンス保有に適さないと判断された者 (贈収賄にかかわったことがある者等)</p> <p>③警察長官に警備業を行う能力がないと判断された者</p> <p>④警察長官にライセンス保有が公共の利益に反すると判断された者</p>
------	--

\*のある項目の条件はマスターライセンスの要件と重複している。

上記の条件に加え、Class 2B、2C 以外の警備員ライセンスを得るには、登録訓練機関（Registered Training Organization：RTO）において訓練を受けなければならない（警備業法第 17 条）。履修する訓練はカテゴリーもしくはサブカテゴリーごとに定められている。（訓練詳細は「(5)警備員に対する教育訓練の状況」を参照）

Class 1 ライセンスの訓練要件はどのサブカテゴリーでも同じだが、Class 2 ライセンスの訓練要件はサブカテゴリーごとで異なる。また、Class 2A、2D ライセンスでは訓練だけでなく、実務経験が必要となる。

図表11 警備員のライセンス取得に必要となる条件 2/2（カテゴリー別の追加要件）

項目	条件
訓練	登録訓練機関（RTO）において下記の訓練修了書を得ること
Class 1 全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 種訓練履修証明書（警備業務）（Certificate II in Security Guarding）かつ</li> <li>・応急療法の訓練履修証明書（Senior First Aid Certificate）</li> </ul>
Class 2A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 種訓練履修証明書（リスクマネジメント）（Certificate IV in Security Risk Management）かつ</li> <li>・5 年以上の警備関連業務の経験者</li> </ul> <p>ただし、下記の資格を持つ者は経験年数が緩和される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇経験者かつセキュリティマネジメントの学位を有する者の場合、1 年以上の警備関連業務経験</li> <li>◇セキュリティマネジメントに関連した分野の大学修了書（Diploma）を有する者の場合、2 年以上の経験</li> </ul>
Class 2B	訓練要件なし
Class 2C	訓練要件なし。ただし、警備機器の販売等に必要となる営業の資格もしくは承認された業界団体のメンバーでなければならない。
Class 2D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 年以上の警備関連業務の経験者かつ</li> <li>・第 4 種訓練履修証明書（職場訓練・評価）（Certificate IV in Workplace Training and Assessment Category 2）</li> </ul>

Class 1 ライセンスでは、訓練要件である第 2 種訓練を完全に修了しなくても、主要科目の単位を先に取得すれば要件を満たすことになる(応急療法訓練は別途必要)。しかし、ライセンス取得後、12 ヶ月以内に第 2 種訓練の残りの必要科目を履修しなければ、ライセンスが取り消されることになる。(詳細は「(5)警備員に対する教育訓練の状況」を参照)

全ての要件を満たし、ライセンスを取得した警備員に対しては警備業登録署(SIR)から免許証が発行される。免許証には、ライセンス番号、有効期限、名前等が記載されており、警備業務を行う時は、必ず免許証を外部から見えるように携帯しなければならない。

ライセンス取得料はライセンスカテゴリーと有効期限によって異なる。有効期限 1 年と 5 年の二種類のライセンスがある。例えば、1 年間有効のライセンスは 1 カテゴリー(Class 1 もしくは Class 2) 85 豪州ドルで、2 カテゴリー(Class 1 かつ Class 2) 同時取得は 115 豪州ドルである。ただし、Class 1 と Class 2D ライセンスの同時取得は 85 豪州ドルである。

ライセンス取得後、カテゴリーの変更(例: Class 1 から Class 2 への変更及びその逆)やカテゴリーの追加(例: Class 1 に Class 2A、2B、2C を追加)などにも手続料が必要である。なお、カテゴリー変更は 50 豪州ドル、カテゴリー追加は 80 豪州ドルなどである。

図表12 警備員ライセンスの取得料

カテゴリー	有効期限 1 年	有効期限 5 年
Class 1 (Class 1A~1C のいずれか、もしくは複数)	85 豪州ドル	350 豪州ドル
Class 2 (Class 2A~2D のいずれか、もしくは複数)	85 豪州ドル	350 豪州ドル
Class 1 (Class 1A~1C のいずれか、もしくは複数)と Class 2D	85 豪州ドル	350 豪州ドル
Class 1 (Class 1A~1C のいずれか、もしくは複数)と Class 2A~2C のいずれかもしくは複数	115 豪州ドル	380 豪州ドル

## (2)警備員が使用する護身用具・武器の状況

### ア 所持・携帯している護身用具・武器

ライセンスを保有する警備員であれば、警棒、警備犬、手錠を所持することができる。警棒と手錠の用途は制限されており、警棒は防犯の際のみ、手錠は群衆整理等をやむをえない場合のみに使用することができる。オーストリア最大の警備会社 Chubb では、会社の方針で警備員に警棒と手錠を携帯させないようにしている。近年、Chubb のように社内規定で警棒と手錠の所持・使用を自主的に制限していることが多い。

警備員が銃器の所持・携帯するためには銃器ライセンスを取得しなければならない。ただし、銃器ライセンスの取得資格があるのは、警備員ライセンス Class 1A 保有者だけである。そのため、Class 1A 以外の警備員が銃器ライセンスを取得することはできないので、Class 1A 以外の警備員が銃器を所持することはない。銃器の所持にライセンスが必要なのは一般市民と同じである。また、催涙スプレーの所持・使用は警備員・一般市民ともに認められていない。

### イ 所持・携帯に必要なライセンス

銃器を所持・携帯・使用するためには、銃器ライセンスが必要である。銃器法規則 (Firearms Regulation 1997) 第 69 条(1)により、警備員で銃器ライセンス (Firearm License) の取得を認められるのは、警備員ライセンス Class 1A を保有する者だけである。

警棒、手錠に関するライセンスはなく、警備員ライセンスがあれば所持・使用できる。警備員ライセンス取得に必要な訓練科目に警棒、手錠、警備犬等の使用方法の訓練が含まれている。

#### 銃器法規則 (Firearms Regulation 1997) 第69条(1)

##### 69 Additional requirements relating to security guards

(1) The Commissioner may refuse to issue a licence to a person who is employed as a security guard unless the person:

- (a) has completed, to the satisfaction of the Commissioner, an approved firearms safety test, and
- (b) produces the person's class 1A licence under the Security Industry Act 1997.

## ウ 護身用具・武器の使用に当たっての規制・ガイドライン

銃器の所持・使用に対する規制は各州で行われており、ニューサウスウェールズ州では「銃器法 (Firearms Act 1996)」及び「銃器法規則 (Firearms Regulation 1997)」で取り決められている。銃器法規則第 60 条(2)により、銃器ライセンスを取得した警備員 (Class 1A ライセンスの警備業務を行う警備員) が所持・使用できるのは、ピストルとショットガンだけに制限されている。また、銃器法規則 61 条(2)及び 65 条により、基本的に銃器の所持・使用は警備業務を行う時のみと定められており、個人的な持ち出し等、業務以外での銃器の所持・使用を制限している。なお、ショットガンの携帯は武装車に乗って警備業務を行っている時のみ許されている。(銃器法規則 61 条(2))

銃器ライセンスを取得するためには、警察長官の認可を受けた銃器の安全使用の訓練を履修しなければならない。また、銃器法規則第 69 条(2)及び(3)により、銃器ライセンス取得後も年に一度、この訓練を受けなければならない。雇用主は銃器ライセンスを持つ従業員がこの訓練を受けたことを警察長官に報告しなければならない。

その他、警備業法第 23 条 A (2002 年の法改正により追加された条項) により、銃器を携帯して警備業務を行う時は必ず警備員の制服 (警備員と見分けのつく制服) を着なければならないことになっている。

一般的に、警備業者は現金輸送等の特定の業務に限り、従業員に銃器の所持を認めていることが多く、銃器を所持している警備員は少ない。

### 銃器法規則 (Firearms Regulation 1997) 第60条(2)、第61条(2)、第65条、第69条(2)、(3)

#### 60 Restriction on the authority conferred by licence issued to security guard

(2) The authority conferred by a licence issued to a security guard does not authorise the security guard to possess or use a firearm other than a pistol or a shotgun.

(中略)

#### 61 Restrictions relating to ammunition and shotguns

(2) A security guard must not carry a shotgun except:

(a) while on duty in an armoured car or similar vehicle, or

(b) while on enclosed land before entering, or after leaving, an armoured car or similar vehicle.

(中略)

#### 65 Arrangements for off-duty possession of pistols by employees

(1) The Commissioner may authorise in writing any person who is employed as a security guard to retain possession, between periods of duty as a security guard, of any pistol that the person is authorised by a licence to possess.

(2) The Commissioner must not authorise possession of a pistol between periods of

duty unless the Commissioner is satisfied that:

- (a) it is not practicable in the circumstances for the employee to return the pistol to the employer's store of firearms, and
  - (b) the pistol will be stored in accordance with the requirements of Part 4 of the Act.
- (3) An employee's authorisation to retain possession of a pistol between periods of duty is subject to the following requirements:
- (a) the pistol must be carried by the employee when the employee is travelling to or from work or in the course of a work-related journey,
  - (b) the pistol must be stored at the employee's place of residence,
  - (c) the employee must comply with the requirements of Part 4 of the Act,
  - (d) the employee must allow a police officer to inspect, at any reasonable time, the premises where the pistol is kept.

(中略)

#### 69 Additional requirements relating to security guards

- (2) In addition to the firearms safety training courses required in connection with an application for a licence, a security guard who possesses a firearm must undertake, at least once a year, such continuing firearms safety training courses as may be approved.

### (3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）状況

企業が機械警備を行うためにはマスターライセンス、警備員が警備用機器を販売するためには Class 2B ライセンス、警備員が警備用機器を設置・修理を行うためには Class 2C が必要である。

「図表 11 警備員のライセンス取得に必要となる条件 2/2」の通り、Class 2B 及び 2C ライセンスでは訓練要件がなく、Class 1 等の他の警備員ライセンスに比べ、ライセンス取得が容易であると言える。

また、警備用機器の使用に関するガイドラインもないため、警備員への使用訓練は通常、警備業者が独自に行う。

### (4)警備員の権限

カナダ（トロント州）、米国（ニューヨーク州）等と同様に、オーストラリアの警備員の権限は一般人と同じであり、特別な権限を与えられているわけではない。現行犯を逮捕することができるが、これは一般人としての権限であり、警備員特有の権限ではない。



## (5)警備員に対する教育訓練の状況

### ア 教育訓練体系

警備業法第 17 条により、Class 1 ライセンス及び Class 2A、2D ライセンスを取得するためには警察長官が承認する訓練コースを受けなければならない。現在、警察長官が承認するコースとは、政府公認の訓練履修証明書 (Certificate) である。政府機関であるオーストラリア技能訓練局 (Australian National Training Authority : 教育職業訓練省の下部組織) は、オーストラリア全国の高校教育、職業専門教育訓練、大学教育における資格・学位を管轄する政府機関である。Certificate はその中で一番低い資格・学位である。

Certificate は教育訓練レベル順に、I (第 1 種) から IV (第 4 種) までである。各 Certificate のために訓練科目 (units of competency) が定められており、その単位を取得すれば Certificate の資格を得ることができる。訓練科目は技能・性能基準 (Element of competency and performance criteria) で構成されている。例えば、警備に関する第 2 種訓練 (Certificate II in Security (Guarding)) では警備員としての技能基準を設定し、技能基準に達するために履修すべき 13 の科目 (必須科目 7 つ、選択科目 5 つ) を設定している。各訓練科目には技能・性能基準 (Element of competency and performance criteria) が定められている。

登録訓練機関 (RTO : 詳細は後述) において、これらの技能訓練局が定めた Certificate 等の資格・学位を受けられる。それぞれの資格・学位で履修すべき科目 (units of competency) 及び科目で研修すべき基準はオーストラリア政府機関により認定されており、その基準に基づいて登録訓練機関 (RTO) が具体的なカリキュラムを作成する。

前述の通り、警備に関する第 2 種訓練 (Certificate II in Security (Guarding)) の主要科目 (8~9 科目) の単位を取得すれば、ニューサウスウェールズ州の警備員 Class 1A ライセンスの要件を満たすことになる。ただし、ライセンス取得後、12 ヶ月以内に残りの科目を履修しなければ、ライセンスが取り消されることになる。また、応急療法訓練はこの第 2 種訓練に含まれていないため、別途訓練を受ける必要がある。

なお、Class 1A は巡回警備、特定場所の警備、金品護送等を行うためのライセンス、Class 1B はボディガードを行うためのライセンス、Class 1C は群集整理もしくは用心棒を行うためのライセンスである。

図表13 Certificate II in Security (Guarding)の訓練科目  
(Class 1ライセンス取得に必要な科目)

Certificate II in Security (Guarding)の訓練科目		Class 1A	Class 1B	Class 1C
必須科目	職場でのコミュニケーション (communicate in the workplace)	△	△	△
	問題処理方法 (manage conflict)	○	○	○
	職場における健康・安全管理 (maintain occupational health and safety)	△	△	△
	任務の自己管理 (manage own performance)	△	△	△
	基本警備用具の取り扱い方 (operate basic security equipment)	○	○	○
	顧客との効果的な付き合い方 (maintain an effective relationship with clients / customers)	○	○	○
	警備チームの一員としての働き方 (work as part of a security team)	△	△	△
	法令・手続きの遵守・理解 (interpret and comply with legal and procedural requirements)	○	○	○
選択科目	敷地・財産の安全管理 (maintain the security of premises and property)	○	—	—
	敷地の出入り制限 (control access to and exit from premises)	○	○	○
	敷地・職員の安全管理 (maintain safety of premises and personnel)	○	○	○
	犯罪者の逮捕 (apprehend offenders)	○	○	○
	貴重品の護送・輸送 (escort and carry valuables)	○	—	—
	人身の安全の提供 (provide for safety of persons)	—	○	—
	群集の整理 (control crowds)	—	○	○

表の見方：「○」＝ライセンス取得に必要な科目、「△」＝ライセンス取得後12ヶ月以内に履修が必要な科目、「—」＝ライセンスに不要な科目

Class 2A ライセンス（警備コンサルティング業務）の訓練要件である第4種訓練履修証明書（リスクマネジメント）（Certificate IV in Security (Risk Management)）の履修科目は以下の通りである。

図表14 Certificate IV in Security (Risk Management)の訓練科目  
(Class 2Aライセンス取得に必要な科目)

訓練科目		Class 2A
必須科目のみ	職務範囲の定義 (define scope of task)	○
	資産の見分け方 (identify assets)	○
	脅威査定 (assess threat)	○
	結果分析 (undertake consequence analysis)	○
	資産の脆弱性査定 (assess vulnerability of assets)	○
	リスク評価 (assess risk)	○
	職場における健康・安全管理 (maintain Occupational Health and Safety)	○

Class 2D ライセンス（警備業務のトレーナ・インストラクターのライセンス）の訓練要件である第4種訓練履修証明書（職場訓練・評価）（Certificate IV in Workplace Training and Assessment）の履修科目は以下の通りである。

図表15 Certificate IV in Workplace Training and Assessmentの訓練科目  
(Class 2Dライセンス取得に必要な科目)

訓練科目		Class 2D
必須科目のみ	査定計画 (plan assessment)	○
	査定の実施 (conduct assessment)	○
	査定結果の見直し (review assessment)	○
	少人数のグループの訓練 (train small groups)	○
	訓練プログラム策定・実施 (plan and promote a training program)	○
	一連の訓練計画の策定 (plan a series of training sessions)	○
	訓練の提供 (deliver training sessions)	○
	訓練の見直し (review training)	○

## イ 教育訓練内容、時間、実施期間

登録訓練機関（RTO）で一連の定められた科目の単位を得れば、Certificate の資格が得られる。通常、登録訓練機関（RTO）には Certificate 取得コースがあり、コースの修了により、訓練履修証明書（Certificate）を得ることができる。

例えば、ある登録訓練機関（RTO）が実施している第 2 種訓練履修証明書（警備業務）（Certificate II in Security (Guarding)）、第 4 種訓練履修証明書（リスクマネジメント）（Certificate IV in Security (Risk Management)）及び第 4 種訓練履修証明書（職場訓練・評価）（Certificate IV in Workplace Training and Assessment）の訓練概要、時間及び値段は以下の通りである。

図表16 ある登録訓練機関（RTO）における  
警備員ライセンス取得に必要な訓練コースの概要

訓練コース	訓練概要	訓練時間	値段
Certificate II in Security (Guarding) 取得コース	国の技能基準を満たしたコースであり、一般的な警備業務を行うスキルをつけるためにカリキュラムが組まれている。訓練で想定する業務は小売店、ホテル、カジノ、ナイトクラブ、大きなイベント等における巡回警備、静止警備、現金輸送などである。	80 時間	340 豪州ドル
Certificate IV in Security (Risk Management) 取得コース	国の技能基準を満たしたコースであり、施設の安全性の欠陥査定及びリスク管理を能力・方法を身に付けることを目的とする。想定する業務は小売店、金融機関、政府機関、病院、レストラン等における警備関連のリスク管理やリスク査定である。	各プロジェクトで訓練を行うため、訓練時間は決まっていない。	1,550 豪州ドル
Certificate IV in Workplace Training and Assessment 取得コース	職業訓練のトレーナー、マネージャーに必要な技能を国の定めた基準に基づいて習得する。	毎週 1 日を 5 週間。計 5 日間	800 豪州ドル

## ウ 教育訓練の実施機関

訓練履修証明書を取得するためには登録訓練機関（RTO）において教育訓練を受けなければならない。この登録訓練機関の制度は国の制度であるが、各州の立法で具体的に制度化されており、ニューサウスウェールズ州では「Vocational Education and Training Accreditation Act 1990」で規定されている。

ニューサウスウェールズ州において警備業の教育訓練を行う事業者は、警備業マスターライセンスに加え、教育訓練機関として職業訓練認可委員会（the Vocational Education Training Accreditation Board）に登録し、州警察長官がそれを承認する必要がある。だが、登録訓練機関の制度は警備業だけに限ったことではないので、ニューサウスウェールズ州で警備関連の教育訓練プログラムやコースを提供している事業者は全て登録訓練機関であっても、全ての登録訓練機関において警備業関連の教育訓練コースが提供されているわけではない。なお、ニューサウスウェールズ州における登録訓練機関は 830 社（2002 年 6 月末時点）である。

## エ 教育カリキュラム策定主体

訓練科目及び訓練科目を構成する技能・性能基準（Element of competency and performance criteria）は、全国規模の業界訓練諮問機関（Industry Training Advisory Body）である Property Services Training Australia が中心となり、業界団体等とともに策定している。これらの関係機関が策定した科目や技能基準は政府機関である全国訓練品質評議会（National Training Quality Council）に保証されて有効となる。有効となった訓練科目及び技能基準は技能訓練局の VET システム（Vocational Education and Training）の一環として、訓練履修証明書（Certificate）の取得コースに組み込まれている。具体的なカリキュラムは教育訓練を提供する登録訓練機関が作成している。

## (6)警備業と警察の連携の状況

### ア 情報交換の有無

警察と警備業者が公式に情報交換をすることはない。あくまでも、警備員は一般人と同じであり、犯罪に関する通報以外の公式な情報交換ルートはないのである。

ただし、非公式には情報交換を行っているようである。元警察官であった警備員も多く、警備員が治安維持のために必要な情報を得れば、知人の警察官等に非公式に伝えることがしばしばある。また、警察官の数が少ないため、人が多く集まる公共施設（デパート、大通り等）でのパトロールが十分にできない。そのため、このような施設の周辺で巡回警備を行っている警備員に警察官が情報を教えてもらうこともある。

警察予算の削減及び警察官の減少に伴い、公的（公共）施設（裁判所、政府施設等）における警備員の役割が重要視されている。しかし、警備員は法的には一般人と同じ権限しかないため、活動が限られる。警備業界は、公的（公共）施設における警備活動を有効に行うために警察との連携・協力を深めたいと考えている。

### イ 警備員の教育訓練に対する協力の有無

ニューサウスウェールズ州の警備業の監督機関は州警察である。警察が直接、警備員の教育訓練にかかわることはないが、警備員ライセンスの要件に一定の訓練を義務付けるなどで警備員の能力水準を高めようとしている。

## (7)警備業の治安維持に対する貢献の状況

### ア 警備業の活動分野

公的（公共）施設（空港、議会、裁判所、病院、公営住宅、大通り、シドニーハーバーブリッジ、オペラハウス）の警備は、警察官、法執行官（Australian Protective Service）と民間警備員が協同して行っている。施設の重要度に伴い求められる警備レベルによって異なる。空港や議会などの高いセキュリティレベルが必要な施設では手荷物検査などが中心であり、大通りや橋などの施設では巡回警備（パトロール）を行っている。また、囚人の護送も民間警備員が行っている。

### <参考>Australian Protective Service

連邦法「Australian Protective Service Act 1987」により設置された公的施設の警備を行う政府組織。2002年の同法の改正により、オーストラリア連邦警察（Australian Federal Police）の一部門となる。

同法6条で規定されている活動内容は、オーストラリア連邦、諸外国及び国際社会にとって重要な施設・財産の警備、連邦政府職員及びその家族の警護、国際的な重要人物の警護、移民法（Migration Act 1958）に基づく身柄拘束等である。具体的には、国会議事堂、首相官邸、重点警備を必要と指定された空港の警備などを行っている。

また、同法13条により、警備を行う上で、犯罪を行った者に対して、令状（warrant）なしに逮捕する権限が与えられている。

#### Australian Protective Service Act 1987 第6条原文

##### 6. Functions of Protective Service

(1) Subject to subsection (4), the functions of the Protective Service are to provide such protective and custodial services for or on behalf of the Commonwealth as the Minister, by notice in writing published in the Gazette, directs.

(2) Without limiting the generality of subsection (1), but subject to subsection (4), the functions of the Protective Service may include:

(a) the protection of property in which-

(i) the Commonwealth, a foreign country or an international organisation has an interest; or

(ii) an authority of the Commonwealth, of a foreign country or of an international organisation has an interest;

(ab) the protection of property in which a designated overseas mission has an interest;

(b) the protection of, and of members of the family and household of, persons holding office under the Commonwealth;

- (c) the protection of internationally protected persons;
- (d) the keeping of persons in custody under the Migration Act 1958; and
- (e) functions incidental or conducive to a function referred to in paragraph (a), (ab), (b), (c) or (d).

(3) Without limiting the generality of paragraph (2)(a), the Commonwealth, a foreign country or an international organisation, or an authority of the Commonwealth, of a foreign country or of an international organisation, as the case requires, shall be taken, for the purposes of that paragraph, to have an interest in any property that it owns, occupies or uses or that is in its possession or under its control.

(3A) Without limiting the generality of paragraph (2)(ab), a designated overseas mission is taken, for the purposes of that paragraph, to have an interest in any property:

- (a) that it owns, occupies or uses; or
- (b) that is in its possession or under its control.

(4) The functions of the Protective Service do not include the provision of bodyguard services.

(以下省略)

#### Australian Protective Service Act 1987 第13条原文

##### 13. Powers of arrest

(1) A protective service officer may, without warrant, arrest a person for an offence to which this section applies if the protective service officer believes on reasonable grounds that-

- (a) the person has just committed, or is committing, the offence;
- (b) the arrest of the person is necessary for the purpose of-
  - (i) ensuring the appearance of the person before a court of competent jurisdiction for the offence;
  - (ii) preventing the continuation of, or a repetition of, the offence or the commission of a further offence to which this section applies;
  - (iii) preventing the concealment, loss or destruction of evidence of, or relating to, the offence; or
  - (iv) preserving the safety or welfare of the person; and
- (c) proceedings by way of summons against the person for the offence would not achieve such a purpose.

(以下省略)



## イ 警備業に対する警察業務の委託、公的機関の業務代行、支援の有無

警察業務を民間警備業者に委託する事例はあまりない。しかし、公的施設の警備は施設を保有する公的機関の委託により行われる。例えば、民間警備業者がシドニーハーバーブリッジの警備を行っているが、これはニューサウスウェールズ州政府の委託によって行われている。

## ウ シドニーオリンピックの事例

シドニーオリンピック（2000年）の警備には、約4900人の警察、約4500人の民間警備員、約2500人のボランティアの一般人が携わった。民間警備員とボランティアの一般人がオリンピック警備を行うための要件は、通常の警備員の要件よりも厳しくなく、職歴等のチェックだけであった。要件を満たした申請者は2000年8月から9月まで有効のオリンピック警備員ライセンスが発行された。

また、オリンピックの警備のために、ニューサウスウェールズ州政府はオリンピック特別措置法（Olympic Arrangements Act 2000）とホームブッシュ湾活動法（Homebush Bay Operations Act 1999）を限時法として制定した。これらの法律により、オリンピック警備員はオリンピック期間中、以下の権限が与えられた。

### オリンピック限時法によりオリンピック警備員に与えられた主な権限

- ・ 群衆整理のために合理的に必要な武力行使
- ・ 警備範囲内の一般人の立ち入り制限
- ・ 観客や一般人の手荷物検査
- ・ 犯人と思われる人物の写真撮影 / 等

オリンピック警備員が警備を行った場所は主にオリンピック関連の建物、立ち入り制限区域における通行証の確認、出入り口における手荷物検査等である。